

## 令和2年度 社会福祉法人 指導監査実施計画

### 1 指導監査の実施方針

#### ① 指導監査の方法

ア 指導監査は「一般監査」と「特別監査」に分けて実施する。

イ 一般監査は「実地監査」とし、運営等が概ね良好な法人・施設については2年に1回とする（ただし、保育所等の児童福祉施設は毎年実施）。

ウ 特別監査は、運営等に問題を有する法人を対象に特定の事項について事業所管課と合同で随時実施する。

#### ② 指導事項に対する是正・改善等の措置

ア 指導事項に対する是正・改善の状況は、期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

また、当該年度中に解決が困難な事項については、事業所管課と連携し年次改善計画を立てさせる等、確実に解決するよう継続的に指導する。

イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合、又は特別監査の結果、著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、社会福祉法及び関係通知に基づき、事業所管課が当該法人の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

#### ③ 令和2年度の社会福祉法人等指導監査については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対応するための実施方針を別添のとおり定める。

### 2 指導監査の主眼事項及び着眼点

[別紙1] 社会福祉法人指導監査ガイドラインのとおり

### 3 指導監査の重点事項

(1) 経営組織のガバナンス（内部統制）の強化が図られているか。

・評議員・役員の適正な選任手続き及び牽制機能が整っているか。

(2) 事業運営の透明性が確保されているか。

・定款及び計算書類等をホームページ等で公表しているか。

(3) 財務規律の強化が行われているか。

・現金預金及び残高並びに入所者預り金の管理は安全確実に行われているか。

・収入金は、金額の確認を行い遅滞なく金融機関に入金処理されているか。

・支出内容について、業務関連性が不明なものはないか。

・仮勘定、経過勘定、雑勘定科目の処理は適切に行われているか。

・決算処理及び決算書関係書類の作成は正確か。

・会計証憑は整理して保管されているか。

・役員及び関係者に特別の利益を与えていないか。

(4) 苦情解決体制が整備され、苦情に対して説明責任を果たしているか。

## 令和2年度 社会福祉法人等指導監査の実施方針

那覇市福祉政策課

新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大を抑制する観点から、令和2年度の社会福祉法人等指導監査について、以下のとおりとする。

1 令和2年6月から9月の社会福祉法人等指導監査は休止する。令和2年10月以降に実施予定の監査については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえながら判断する。

なお、10月以降に実地監査を行う場合についても、感染予防の観点から次のような実施方法とする。

- ① 対象社会福祉法人等の職員若しくは利用者において、感染が判明した場合、又は感染が疑われる場合には、当該職員若しくは利用者の2週間の健康観察期間に加えてさらに2週間を経過するまでの間は、実地監査を延期する。
- ② 指導監査を実施する担当職員において、感染が判明した場合は、治療し治癒した後、実地監査を実施する体制が整うまでの間、監査を延期する。また、担当職員の感染が疑われる場合には、2週間の健康観察期間に加えて、さらに2週間を経過するまでの間は、実地監査を延期する。
- ③ 指導監査を実施する福祉政策課の職員において、感染が判明した場合、又は感染が疑われる場合には、当該職員の2週間の健康観察期間に加えて、さらに2週間を経過するまでの間は、実地監査を延期する。
- ④ 監査対象法人が所在する地域において、国、県又は市町村による感染防止のための行政命令、措置、指示、要請又はこれらに準ずる行政指導等がある場合には、要請等の期間中の対象社会福祉法人等にかかる実地監査を延期する。

2 指導監査に関する国及び県内の状況等により、年度内において、対象社会福祉法人等に対する指導監査が難しいと判断される場合は、その他の方法を講じることとする。

3 緊急かつ重大な事案等により、特別監査を実施しなければならない場合は、可能な限り感染予防策を講じ、安全の確保の上、実地監査等の実施を検討する。

4 指導監査の円滑な実施のため、周知期間及び感染予防等の安全確認期間を別途確保する必要があると判断した場合は、その期間を設定した上で、指導監査の時期を決定できるものとする。

5 上記1～4までの取扱いについては、今後の動向によって見直しを行う場合がある。

指導監査ガイドライン

| 項目             | 監査事項                                 | 根拠  | チェックポイント  |
|----------------|--------------------------------------|---|---|
| I 法人運営<br>1 定款 | 1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。          | 法第 31 条第 1 項  | ○ 定款の必要的記載事項(法第 31 条第 1 項)が事実と反するものとなっていないか。  |
|                | 2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。             | 法第 45 条の 36 第 1 項、第 2 項、第 4 項、<br>第 45 条の 9 第 7 項第 3 号、<br>規則第 4 条                  | ○ 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。<br>○ 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか(所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。) |
|                | 3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。            | 法第 34 条の 2 第 1 項、第 4 項、<br>第 59 条の 2 第 1 項第 1 号、<br>規則第 2 条の 5、<br>第 10 条第 1 項      | ○ 定款を事務所に備え置いているか。<br>○ 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。<br>○ 公表している定款は直近のものであるか。                         |
| 2 内部管理体制       | 1 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。      | 法第 45 条の 13 第 5 項、<br>令第 13 条の 3、<br>規則第 2 条の 16                                    | ○ 内部管理体制が理事会で決定されているか。<br>○ 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。  |
| 3 評議員・<br>評議員会 |                                      |   |   |
| (1) 評議員<br>の選任 | 1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。       | 法第 39 条   | ○ 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。  |
|                | 2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。 | 法第 40 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、<br>第 61 条第 1 項、<br>審査基準第 3 の 1 の<br>(1)、(3)、(4)、(6) | ○ 欠格事由に該当する者が選任されていないか。<br>○ 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。<br>○ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。           |

| 項目             | 監査事項                          | 根拠  | チェックポイント   |
|----------------|-------------------------------|---|--|
|                |                               |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。</li> <li>○ 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。</li> <li>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。</li> <li>○ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。</li> </ul>  |
|                | 3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。 | 法第40条第3項  | ○ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超過しているか。  |
| (2) 評議員会の招集・運営 | 1 評議員会の招集が適正に行われているか。         | 法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、規則第2条の12  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。</li> <li>○ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。</li> <li>○ 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。</li> </ul>  |
|                | 2 決議が適正に行われているか。              | 法第45条の9第6項から第8項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</li> <li>○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</li> <li>○ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。</li> <li>○ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。</li> <li>○ 評議員会の決議があつたとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があつたとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。</li> </ul> |
|                | 3 評議員会について、適正                 | 法第45条の9第10項   | ○ 厚生労働省令に定めるところによ  |

| 項目             | 監査事項   | 根拠  | チェックポイント  |
|----------------|--|---|---|
|                | に記録の作成、保存を行っているか。  | により準用される一般<br>法人法第194条第1項、<br>第2項、<br>法第45条の11第1項<br>から第3項まで、<br>規則第2条の15 | り、議事録を作成しているか。<br>○ 議事録を法人の事務所に法定の期間<br>備え置いているか。<br>○ 評議員会の決議があったとみなされ<br>た場合（決議を省略した場合）に、同意<br>の書面又は電磁的記録を法人の主たる事<br>務所に法定の期間備え置いているか。  |
|                | 4 決算手続は、法令及び定<br>款の定めに従い、適正に行わ<br>れているか。                 | 法第45条の19、<br>第45条の30、<br>第45条の31、<br>規則第2条の39、<br>第2条の40                  | ○ 計算関係書類等について、監事の監<br>査を受けているか。<br>○ 会計監査人設置法人は、計算関係書<br>類等について、会計監査人の監査を受け<br>ているか。<br>○ 計算関係書類等は理事会の承認を受け<br>ているか。<br>○ 会計監査人設置法人以外の法人は、<br>計算書類及び財産目録について、定時評<br>議員会の承認を受けているか。<br>○ 会計監査人設置法人は、計算書類及<br>び財産目録を定時評議員会に報告してい<br>るか。 |
| 4 理事           |  |   |   |
| (1) 定数         | 1 法に規定された員数が定<br>款に定められ、その定款に定<br>める員数を満たす選任がされ<br>ているか。 | 法第44条第3項、<br>第45条の7   | ○ 定款に定める員数が選任されてい<br>るか。<br>○ 定款で定めた員数の3分の1を超え<br>る者が欠けたときは遅滞なく補充してい<br>るか。<br>○ 欠員が生じていないか。  |
| (2) 選任及<br>び解任 | 1 理事は法令及び定款に定<br>める手続により選任又は解任<br>されているか。                | 法第43条第1項、<br>第45条の4   | ○ 評議員会の決議により選任又は解任<br>されているか。<br>○ 理事の解任は、法に定める解任事由<br>に該当しているか。  |
| (3) 適格性        | 1 理事となることができな<br>い者又は適切ではない者が選<br>任されていないか。              | 法第44条第1項により<br>準用される法第40条第<br>1項、<br>第44条第6項<br>(参考) 法第61条第1              | ○ 欠格事由を有する者が選任されてい<br>ないか。<br>○ 各理事について、特殊の関係にある<br>者が上限を超えて含まれていないか。<br>○ 社会福祉協議会にあっては、関係行   |

| 項目         | 監査事項   | 根拠   | チェックポイント  |
|------------|--|--|---|
|            |  | 項、<br>第 109 条から 111 条まで、<br>審査基準第 3 の 1 の<br>(1)、(3)、(4)、(6)                                   | 政庁の職員が役員の総数の 5 分の 1 までとなっているか。<br>○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。<br>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。<br>○ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 |
|            | 2 理事として含まれていない者を選任されているか。                    | 法第 44 条第 4 項   | ○ 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。<br>○ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。<br>○ 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。                                 |
| (4) 理事長    | 1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。                  | 法第 45 条の 13 第 3 項、<br>第 45 条の 16 第 2 項   | ○ 理事会の決議で理事長を選定しているか。<br>○ 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。  |
| 5 監事       |  |  |   |
| (1) 定数     | 1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。 | 法第 44 条第 3 項、<br>第 45 条の 7 第 2 項による第 1 項の準用  | ○ 定款に定める員数が選任されているか。<br>○ 定款で定めた員数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。<br>○ 欠員が生じていないか。  |
| (2) 選任及び解任 | 1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。               | 法第 43 条第 1 項、<br>同条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項、<br>法第 45 条の 4 第 1 項、<br>第 45 条の 9 第 7 項第 1 号 | ○ 評議員会の決議により選任されているか。<br>○ 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。<br>○ 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。  |
|            | 2 監事となることができない者が選任されていないか。                   | 法第 40 条第 2 項、<br>第 44 条第 2 項、第 7 項   | ○ 欠格事由を有する者が選任されていないか。  |

| 項目        | 監査事項                         | 根拠   | チェックポイント   |
|-----------|------------------------------|--|--|
|           |                              |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。</li> <li>○ 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。</li> <li>○ 社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。</li> <li>○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。</li> <li>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。</li> <li>○ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。</li> </ul> |
|           | 3 法に定める者が含まれているか。            | 法第44条第5項   | ○ 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。  |
| (3) 職務・義務 | 1 法令に定めるところにより業務を行っているか。     | 法第45条の18第1項、<br>第45条の28第1項及び第2項、<br>規則第2条の26から第2条の28まで、<br>第2条の31、<br>第2条の34から第2条の37まで | ○ 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。  |
|           |                              | 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで   | ○ 理事会への出席義務を履行しているか。   |
| 6 理事会     |                              |  |  |
| (1) 審議状況  | 1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。 | 法第45条の14第1項、<br>同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権限を有する者が招集しているか。</li> <li>○ 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。</li> <li>○ 招集通知の省略は、理事及び監事の</li> </ul>   |

| 項目          | 監査事項   | 根拠                              | チェックポイント   |
|-------------|--|---------------------------------|--|
|             |  |                                 | 全員の同意により行われているか。   |
|             | 2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。                 | 法第45条の14第4項、第5項                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</li> <li>○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</li> <li>○ 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。</li> <li>○ 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。</li> <li>○ 書面による議決権の行使が行われていないか。</li> </ul> |
|             | 3 理事への権限の委任は適切に行われているか。                            | 法第45条の13第4項                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。</li> <li>○ 理事に委任される範囲が明確になっているか。</li> </ul>   |
|             | 4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。 | 法第45条の16第3項                     | ○ 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。  |
| (2) 記録      | 1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。                   | 法第45条の14第6項、第7項、<br>法第45条の15第1項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。</li> <li>○ 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。</li> <li>○ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。</li> <li>○ 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。</li> </ul>                  |
| (3) 債権債務の状況 | ○ 借入は、適正に行われているか。                                  | 第45条の13第4項第2号                   | ○ 借入(多額の借財に限る。)は、理事会の決議を受けて行われているか。  |

| 項目                        | 監査事項                              | 根拠   | チェックポイント   |
|---------------------------|-----------------------------------|--|--|
| 7 会計監査人                   | 1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。         | 法第 36 条第 2 項、<br>第 37 条、<br>令第 13 条の 3<br>(参考) 法第 45 条の 6<br>第 3 項 | ○ 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。<br>○ 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。<br>○ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。 |
|                           | 2 法令に定めるところにより選任されているか。           | 法第 43 条第 1 項、<br>同条第 3 項により準用される一般法人法第 73 条第 1 項                   | 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。   |
|                           | 3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。        | 法第 45 条の 19 第 1 項、<br>第 2 項  | ○ 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。<br>○ 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。                                  |
| 8 評議員、<br>理事、監事及び会計監査人の報酬 |                                   |  |  |
| (1) 報酬                    | 1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。 | 法第 45 条の 8 第 4 項により準用される一般法人法第 196 条                               | ○ 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。   |
|                           | 2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。  | 法第 45 条の 16 第 4 項により準用される一般法人法第 89 条                               | ○ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。  |
|                           | 3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。  | 法第 45 条の 18 第 3 項により準用される一般法人法第 105 条第 1 項、<br>第 2 項               | ○ 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。<br>○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。      |
|                           | 4 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。 | 法第 45 条の 19 第 6 項により準用される一般法人法第 110 条                              | ○ 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。  |
| (2) 報酬等<br>支給基準           | 1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、        | 法第 45 条の 35 第 1 項、<br>第 2 項、                                       | ○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところ  |

| 項目            | 監査事項                                   | 根拠  | チェックポイント   |
|---------------|--|---|--|
|               | 法令に定める手続により定め、公表しているか。                 | 規則第2条の42  | ろにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。  |
|               |  | 法第59条の2第1項第2号、<br>規則第10条  | ○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。   |
| (3) 報酬の支給     | 1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。   | 法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、<br>法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、<br>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、<br>法第45条の35第1項、<br>第2項、<br>規則第2条の42 | ○ 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。<br>○ 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 |
| (4) 報酬等の総額の公表 | 1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。 | 法第59条の2第1項第3号、<br>規則第2条の41、第10条   | ○ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。   |
| II 事業         |  |   |  |
| 1 事業一般        | 1 定款に従って事業を実施しているか                     | 法第31条第1項  | ○ 定款に定めている事業が実施されているか。<br>○ 定款に定めていない事業が実施されていないか  |
|               | 2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。              | 法第24条第2項  | ○ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めているか。               |
| 2 社会福祉事業      |  |   |  |
|               |  |   |  |

| 項目     | 監査事項  | 根拠  | チェックポイント  |
|--------|---|---|---|
|        | 1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。        | 法第 22 条、<br>第 26 条第 1 項、<br>審査基準第 1 の 1 の<br>(1)      | ○ 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。<br>○ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。  |
|        | 2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。                 | 法第 25 条、<br>審査基準第 2 の 1、2<br>の (1)、                   | ○ 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。   |
| 3 公益事業 | 1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。 | 法第 26 条第 1 項  | ○ 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。<br>○ 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。<br>○ 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。                   |
| 4 収益事業 | 1 法に基づき適正に実施されているか。                         | 法第 26 条   | ○ 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。<br>○ 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。  |
|        | 2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。                 | 審査基準第 1 の 3 の<br>(2)、(5)、<br>審査要領第 1 の 3 の<br>(2)、(3) | ○ 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。<br>○ 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。<br>○ 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。 |
| Ⅲ 管理   |   |   |   |
| 1 人事管理 | 1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。                  | 法第 45 条の 13 第 4 項<br>第 3 号                            | ○ 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。<br>○ 職員の任免は適正な手続により行われているか。  |
| 2 資産管理 |   |   |   |

| 項目            | 監査事項                                   | 根拠   | チェックポイント   |
|---------------|--|--|--|
| (1) 基本財産      | 1 基本財産の管理運用が適切になされているか。                | 法第 25 条、<br>審査基準第 2 の 1 の<br>(1)                     | <p>○ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。</p> <p>○ 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。</p> <p>○ 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。</p> |
| (2) 基本財産以外の財産 | 1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。           | 審査基準第 2 の 3 の<br>(2)                                 | <p>○ 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。</p> <p>○ その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。</p>   |
| (3) 株式保有      | 1 株式の保有は適切になされているか。                    | 審査基準第 2 の 3 の<br>(2)、<br>審査要領第 2 の (8)<br>から (11) まで | <p>○ 株式の保有が法令上認められるものであるか。</p> <p>○ 株式保有等を行っている場合（全株式の 20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。</p>   |
| (4) 不動産の借用    | 1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。          | 審査基準第 2 の 1 の<br>(1)、(2) のエ、オ、<br>キ                  | <p>○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。</p> <p>○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。</p>                           |
| 3 会計管理        |  |  |  |
| (1) 会計の       | < 「(3) 会計処理」に関する着眼点及び取扱いに関する共通事項について > |  |  |

| 項目 | 監査事項  | 根拠 | チェックポイント |
|----|---|----|----------|
| 原則 | <p>○ 法人は、会計省令、運用上の取扱い及び留意事項（以下「会計基準」という。）に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しなければならない（会計省令第1条第1項）。また、会計基準において、基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない（同条第2項）。なお、会計基準は、法人が行う全ての事業に関する会計に適用される（同条第3項）。</p> <p>○ 会計処理、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録に関する指導監査を行うに当たっては、法人が会計基準に従って、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録が作成されているかについて確認を行うが、個々の法人における事務処理体制等を考慮の上、効果的・効率的な確認を行うことができるよう次に掲げる事項について配慮することとする。なお、所轄庁においても、会計関係の指導監査を適切に行うため、必要に応じて、公認会計士等の専門家や財務会計に関する知見を有する者の活用を図る（例えば、監査担当に加える、指導監査に当たって対象法人の計算書類等のチェックを依頼する等）ことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の計算関係書類が適正に作成されているか及びその前提となる会計帳簿の整備や会計処理が適正に行われているかについて確認は、該当書類の一定部分の抽出をすることにより行うことができるものであること。</li> <li>・ 確認する範囲の抽出については、過去に是正指導を行った内容に関するもの、法人運営において重要であると考えられるもの、誤りが生じやすい会計処理に関するものとする等、効果的・効率的に確認を行うことができるものとする。</li> <li>・ 法人は、継続性の原則により、会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法について、毎会計年度継続して適用し、みだりに変更することはできない（会計省令第2条第3号）。重要な会計方針を変更している場合は、正当な理由による変更か、計算書類に適切に注記しているかについてそれぞれ確認すること。なお、正当な理由による変更とは、会計基準等の改正に伴う変更、法人の事業内容又は事業内外の経営環境の変化に対応して行われるもので会計事象等を計算書類により適切に反映するために行われる変更をいう。</li> <li>・ 法人が、重要性の原則（注）により会計基準に定める本来の方法と異なる簡便な方法による会計処理を行っている場合、又は、会計基準に具体的な定めがない事項について、「一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行」を斟酌して会計処理を行っている場合には、法人に当該会計処理に関する説明責任がある。所轄庁は、必要に応じて法人からその理由の説明を受けた上で、当該会計処理が認められるものであるかについての判断を行うこと。<br/>（注）重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること（会計省令第2条第4号）。</li> <li>・ 総務や会計を担当する常勤役員がいない、総務や会計に関する事務に関して、施設の介護職員や保育士等が兼務をしているなど専任の事務担当職員がいない等、事務処理体制が脆弱な法人に対しては、必要に応じて、財務管理について識見を有する者として選任されている監事等会計に関して知見がある者の同席を促す、確認する範囲を事前に具体的に伝える等、法人が指導監査に適切に対応できるように配慮を行うこと。</li> </ul> |    |          |

| 項目        | 監査事項   | 根拠         | チェックポイント  |
|-----------|--|------------|---|
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のような法人外部の専門家は、一定程度以上に法人の会計管理を熟知又は直接関与していると想定されることから、当該専門家が指導監査の対応の補助として立ち会うことについて配慮を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会計監査人又は任意で会計監査を実施している公認会計士</li> <li>② 顧問税理士</li> <li>③ 記帳代行業務等を受託している専門家</li> <li>④ 「専門家による支援」業務を提供している専門家</li> </ul> </li> <li>○ 指導監査については、次のとおり行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算関係書類や会計処理の誤りがないかを確認し、単なる指摘にとどまるだけではなく、計算関係書類の内容に誤りがある場合や会計処理が会計基準に則したものでない場合には、その原因及び問題点を把握し、法人がどのように改善していくべきかについて、法人と相互理解を図った上で指導を行うべきものであること。また、会計処理等に誤りが多い法人に対しては、専門家の支援を活用することや会計基準等に関する研修会への職員の参加を促すなど法人の状況に応じた助言等の支援を行うことが望ましい。</li> <li>・ 計算関係書類の作成や会計処理等については、会計基準において詳細に定められており、また、専門的な知見を要するものであるため、文書指摘を行う指摘基準は、原則として、基本的な会計処理等を行っていない場合等とする。</li> <li>・ ガイドラインは、会計基準に定める詳細な会計処理について、全てを網羅するものではないため、指導監査においては、法人が会計基準や経理規程等規程類に従って会計処理を行っているかについて、ガイドラインに定める事項以外についても確認及び指導を行うことができるものであるが、指導にあたっては、指摘等の趣旨及び根拠を明らかにした上で行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>〈指摘基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の監査事項の指摘基準に関する違反のほか、指摘基準に記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない（問題を隠す等）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則さない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合には、文書指摘を行うこととする。これらに該当する場合以外には、口頭指摘により改善を求めるとともに、必要に応じて適正な処理を行うための助言を行う。ただし、過去に口頭指摘により改善を求めた事項について改善が見られない場合にはこの限りではなく、文書指摘を行うことができることとする。</li> </ul> |            |   |
| 項目        | 監査事項   | 根拠         | チェックポイント  |
| (2) 規程・体制 | 1 経理規程を制定しているか。  | 留意事項1の(4)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。</li> <li>○ 経理規程が遵守されているか。</li> </ul> |
|           | 2 予算の執行及び資金等の  | 留意事項1の(1)、 | ○ 予算の執行及び資金等の管理に関し  |

| 項目       | 監査事項                           | 根拠   | チェックポイント   |
|----------|--------------------------------|--|--|
|          | 管理に関する体制が整備されているか。             | (2)  | て、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。<br>○ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。 |
| (3) 会計処理 | 1. 事業区分等は適正に区分されているか。          | 会計省令第 10 条第 1 項、<br>運用上の取扱い 2、<br>留意事項 4           | ○ 事業区分は適正に区分されているか。<br>○ 拠点区分は適正に区分されているか。                                 |
|          |                                | 会計省令第 10 条第 2 項、<br>運用上の取扱い 3、<br>留意事項 5           | ○ 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。  |
|          | 2. 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 | 会計省令第 11 条、第 14 条第 2 項<br>運用上の取扱い 6<br>留意事項 8、9、10 | 2. 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。   |
|          | 3. 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。     | 会計省令第 7 条の 2、<br>留意事項 7                            | ○ 作成すべき計算書類が作成されているか。  |
|          | 資金収支計算書                        | 会計省令第 13 条、<br>運用上の取扱い 5<br>留意事項 2 の (1)           | ○ 計算書類に整合性がとれているか。   |
|          |                                | 会計省令第 1 号第 1 様式から第 4 様式まで                          | ○ 資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。  |
|          |                                | 留意事項 2 の (1)、<br>(2)                               | ○ 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により作成されているか。                                      |
|          |                                | 留意事項 2 の (2)                                       | ○ 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。                                    |
|          | 事業活動計算書                        | 会計省令第 1 条第 2 項                                     | ○ 計算書類に整合性がとれているか。   |
|          |                                | 会計省令第 2 号第 1 様式から第 4 様式まで                          | ○ 事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。  |
|          |                                | 会計省令第 1 条第 2 項                                     | ○ 収益及び費用は適切な会計期間に計   |

| 項目 | 監査事項  | 根拠  | チェックポイント                        |
|----|-------|---|---------------------------------|
|    |       | 留意事項第2条第1項<br>4号<br>運用上の取扱い1                    | 上されているか。                        |
|    |       | 留意事項9(2)  | ○ 寄附金について適正に計上されているか。           |
|    | 貸借対照表 | 会計省令第33条  | ○ 計算書類に整合性がとれているか。              |
|    |       | 会計省令第3号第1様式から第4様式まで                             | ○ 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。         |
|    |       | 会計省令第2条第1項<br>第1号                               | ○ 資産は実在しているか。                   |
|    |       | 会計省令第4条第1項、<br>運用上の取扱い14                        | ○ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。   |
|    |       | 会計省令第4条第2項、<br>運用上の取扱い16、<br>留意事項17             | ○ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。 |
|    |       | 会計省令第4条第3項、<br>運用上の取扱い17、<br>留意事項22             | ○ 資産について時価評価を適正に行っているか。         |
|    |       | 会計省令第4条第5項、<br>運用上の取扱い15                        | ○ 有価証券の価額について適正に評価しているか。        |
|    |       | 会計省令第4条第6項                                      | ○ 棚卸資産について適正に評価しているか。           |
|    |       | 会計省令第5条第1項                                      | ○ 負債は網羅的に計上されているか<br>(引当金を除く)。  |
|    |       | 会計省令第5条第2項、<br>運用上の取扱い18                        | ○ 引当金は適正に計上されているか。              |
|    |       | 会計省令第4条第4項、<br>運用上の取扱い18の<br>(2)、<br>留意事項18の(1) | ○ 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。     |

| 項目       | 監査事項                | 根拠  | チェックポイント   |
|----------|---------------------|---|--|
|          |                     | 会計省令第5条第2項第1号、<br>運用上の取扱い18の(2)、(3)、<br>留意事項18の(2)    | ○ 賞与引当金を適正に計上しているか。  |
|          |                     | 会計省令第5条第2項第2号、<br>運用上の取扱い18の(4)、<br>留意事項18の(3)        | ○ 退職給付引当金を適正に計上しているか。  |
|          |                     | 会計省令第5条第2項、<br>運用上の取扱い18の(1)、(4)                      | ○ 上記のほか、引当金の計上は適切か。  |
|          |                     | 会計省令第26条第2項   | ○ 純資産は適正に計上されているか。   |
|          |                     | 会計省令第6条第1項、<br>運用上の取扱い11、12、<br>留意事項14                | ○ 基本金について適正に計上されているか。  |
|          |                     | 会計省令第6条第2項、<br>運用上の取扱い9、10、<br>留意事項15                 | ○ 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。                                      |
|          |                     | 会計省令第6条第3項、<br>運用上の取扱い19、<br>留意事項19                   | ○ その他の積立金について適正に計上されているか。  |
| (4) 会計帳簿 | 1 会計帳簿は適正に整備されているか。 | 法第45条の24、<br>会計省令第2条第1項第2号、第3条、第7条の2、<br>留意事項2の(3)、27 | ○ 各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。<br>○ 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。 |

| 項目             | 監査事項                           | 根拠  | チェックポイント  |
|----------------|--------------------------------|---|---|
| (5) 附属明細書等     | 1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。        | 会計省令第 29 条、<br>運用上の取扱い 20 から 24 まで、別紙 1、別紙 2、<br>留意事項 25 の (2)、<br>26 | ○ 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。                                    |
|                |                                | 会計省令第 29 条、<br>運用上の取扱い 20 から 24 まで、別紙 1、別紙 2、<br>留意事項 25 の (2)、<br>26 | ○ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。                                  |
|                | 2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。     | 会計省令第 30 条、<br>運用上の取扱い 25、別紙 3 (①) から別紙 3 (⑱) まで                      | ○ 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。<br>○ 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 |
|                | 3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。      | 会計省令第 31 条から第 34 条まで、<br>運用上の取扱い 26、<br>別紙 4                          | ○ 財産目録の様式が通知に則しているか。<br>○ 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。     |
| 4 その他          |                                |   |   |
| (1) 特別の利益供与の禁止 | 1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 | 法第 27 条、<br>令第 13 条の 2、<br>規則第 1 条の 3                                 | ○ 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。            |
| (2) 社会福祉充実計画   | 1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。       | 法第 55 条の 2 第 11 項   | ○ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。                                 |
| (3) 情報の        | 1 法令に定める情報の公表                  | 法第 59 条の 2、   | ○ 法令に定める事項について、インタ  |

| 項目      | 監査事項                                       | 根拠                                  | チェックポイント  |
|---------|--|-------------------------------------|---|
| 公表      | を行っているか。                                   | 規則第 10 条                            | 一ネットを利用して公表しているか。   |
| (4) その他 | 1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 | 法第 78 条第 1 項                        | ○ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。  |
|         | 2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。          | 法第 82 条                             | ○ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。   |
|         | 3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。   | 法第 29 条、<br>組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号） | ○ 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、2 週間以内に変更登記をしているか。<br>○ 資産の総額については、会計年度終了後 3 か月以内に変更登記をしているか。                      |
|         | 4. 契約等が適正に行われているか。                         | 入札通知<br>徹底通知 5 の（2）ウ、<br>（6）エ       | ○ 法人印及び代表者印の管理について管理が十分に行われているか。<br>○ 理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。<br>○ 随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適当か。 |

○ ガイドラインにおける略称は次のとおりである。

法人：社会福祉法人

法：社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

令：社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）

規則：社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）

認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

審査基準：認可通知別紙 1 「社会福祉法人審査基準」

定款例：認可通知別紙 2 「社会福祉法人定款例」

審査要領：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

徹底通知：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）

入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・

老健局高齢者支援課長連名通知)

会計省令：社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）

運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

平成 28 年改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）

平成 28 年改正政令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号）